

今治地方観光協会地域功労者  
表彰規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会が、今治地方における観光事業の振興及び資質の向上を図るため、観光関係者、伝統的芸能等の保全育成に資する者を表彰するために必要な基準を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 地域功労者表彰として次の各号に掲げる表彰を設け、それぞれ当該各号のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 観光事業功労者表彰

- ア 15 年以上観光事業に従事し、又は観光関係団体の役員として、今治地方の観光振興に顕著な功績があった個人
- イ 観光施設の整備又は観光資源の保全等により観光客の誘致に顕著な功績があった個人又は団体
- ウ 永年にわたり伝統芸能の継承に努め、観光客の誘致に顕著な功績があった個人又は団体
- エ 特に表彰することが適当と認められる個人又は団体

(2) 観光事業優良従事者表彰

- ア ホテル旅館等の従業員として10年以上又は観光バス等のガイドとして5年以上勤務し、他の模範とするに足りる個人
- イ 観光協会の職員として15年以上勤務し、他の模範とするに足りる個人
- ウ 特に表彰することが適当と認められる個人又は団体

(表彰者の決定)

第 3 条 表彰者は、被表彰者の推薦のあった者の中から理事会の審査により決定する。ただし、会長が特に表彰する必要があると認めた者については、推薦を必要としない。

(被表彰者の推薦)

第 4 条 被表彰者を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、毎年4月1日から4月30日までの間に、推薦を行わなければならない。

2 推薦者は、推薦を行うにあたり次の第1号から第3号に規定する書類を会長に提出しなければならない。ただし、被表彰者が団体であるものについては、第3号の履歴書にかえて第4号の活動状況調書を提出しなければならない。

- (1) 推薦書（様式第1号）
- (2) 功績調書（様式第2号）
- (3) 履歴書（様式第3号）
- (4) 活動状況調書（様式第4号）

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、定期社員総会において行う。

2 表彰者には、表彰状を授与し、必要なときは記念品を贈呈することができるものとする。

(改廃)

第 6 条 この規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。
- 2 今治地方観光協会表彰規程（平成 16 年 6 月 4 日）は廃止する。